



## 《分配金の計算過程（1万口当たり、税引前）》

(単位:円、1万口当たり・税引前)

期	日	配当等収益		有価証券売買等損益		分配準備積立金③	収益調整金④	分配対象額 (分配金支払い前) ①+②+③+④	分配金	分配金支払い後 基準価額
		経費控除後 配当等収益①	経費控除後・ 繰越欠損補填後 売買益②							
第73期	17/12/12	53	41	1	0	596	4,780	5,416	60	10,996
	分配金内訳		41		0	19	0			
第74期	18/1/12	61	48	△ 241	0	568	4,789	5,404	60	10,742
	分配金内訳		48		0	12	0			
第75期	18/2/13	60	47	△ 459	0	545	4,800	5,392	60	10,268
	分配金内訳		47		0	13	0			
第76期	18/3/12	50	40	△ 385	0	525	4,807	5,371	60	9,860
	分配金内訳		39		0	21	0			
第77期	18/4/12	56	53	159	0	500	4,812	5,365	60	10,004
	分配金内訳		53		0	7	0			
第78期	18/5/14	57	45	△ 302	0	481	4,825	5,350	60	9,683
	分配金内訳		45		0	15	0			
第79期	18/6/12	54	44	5	0	463	4,827	5,334	60	9,671
	分配金内訳		44		0	16	0			
第80期	18/7/12	57	45	△ 73	0	443	4,832	5,319	60	9,581
	分配金内訳		45		0	15	0			
第81期	18/8/13	59	46	△ 65	0	425	4,834	5,306	60	9,504
	分配金内訳		46		0	14	0			
第82期	18/9/12	52	41	△ 556	0	410	4,836	5,287	60	8,928
	分配金内訳		41		0	19	0			
第83期	18/10/12	51	40	△ 77	0	384	4,843	5,268	60	8,832
	分配金内訳		40		0	20	0			
第84期	18/11/12	53	52	396	0	362	4,846	5,259	60	9,210
	分配金内訳		52		0	8	0			

分配開始以降の分配金合計額\* : 4,180円

(2018/11/12まで)

\* 分配金合計額には、分割前の分配金が含まれています。分割前(第1~16期)の分配金合計額は100円です。

※当ファンドは、2013年3月28日に8対10の受益権の分割(8口を10口に分割)を行っています。

上記データは分割による数値の修正を行っておりません。

※上記データは過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

※円未満は四捨五入しています。下段の数値は、分配金の内訳です。

■分配準備積立金---期中の配当等収益や有価証券売買益などのうち、当期の分配金に充当しなかった部分は、分配準備金として積立れます。分配準備積立金は、次期以降の分配金に充当することができます。

■収益調整金---追加型の投資信託において、追加設定が行なわれることによる既存投資者への分配対象額の希薄化を防ぐために設けられた勘定です。

以上

## 収益分配金に関する留意事項

- ◆ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

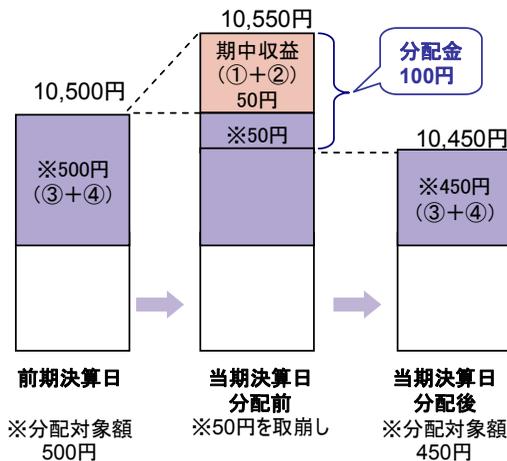
投資信託の純資産

分配金

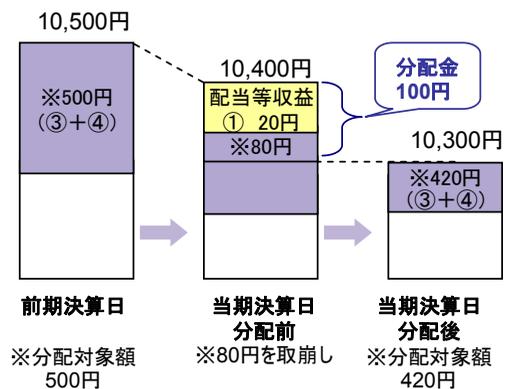
- ◆ 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

#### 前期決算日から基準価額が上昇した場合



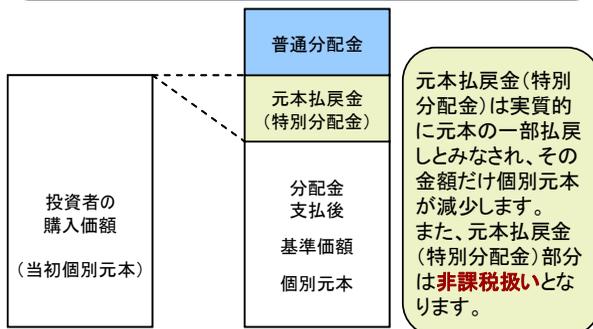
#### 前期決算日から基準価額が下落した場合



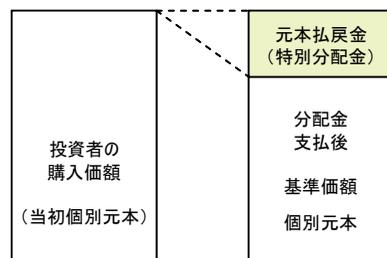
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

- ◆ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりりが小さかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



#### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の(特別分配金)額だけ減少します。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

※1ページ目の「当資料のお取り扱いにおけるご注意」をよくお読みください。

## ダイワ・インド・ルピー債オープン(毎月分配型)

お申し込みの際は、必ず「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。

### ファンドの目的・特色

#### ファンドの目的

- インド債券等に投資することにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざします。

#### ファンドの特色

1. インド債券等に投資します。
    - ◆インド債券等とは以下の債券をいいます。
      - ①インド・ルピー建ての債券
      - ②インド・ルピー以外の通貨建ての債券のうち、次のもの
        - ・インドの政府、政府関係機関および企業\*が発行する債券
        - ・国際機関等が発行する債券

※インドの企業とは、インド国内に本社を置いている企業等、委託会社がインドの企業であると判断した企業とします。  
(注) 国際機関等が発行する債券への投資割合は、投資枠の獲得状況等によって高くなる場合があります。
    - ◆インド・ルピー以外の通貨建ての債券に投資する場合、原則として、為替予約取引および NDF 取引(直物為替先渡取引)等を活用し、実質的にインド・ルピー建てとなるように為替取引を行いません。

※NDF 取引とは、為替取引を行なう場合に利用する直物為替先渡取引の一種で、当該国の通貨を用いた受渡しは行なわず、米ドルまたはその他の主要な通貨によって差金決済する取引をいいます。
    - ◆金利や物価の動向、経済情勢や市場環境等を勘案し、ポートフォリオを構築します。
    - ◆インド債券等の運用にあたっては、ダイワ・ポートフォリオ・アドバイザー(インド)プライベート・リミテッドおよび SBI Funds Management Private Limited の助言を受けます。
  2. 毎月 12 日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行いません。
  3. 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行いません。
    - マザーファンドは、「ダイワ・インド・ルピー債マザーファンド」です。
- ※くわしくは「投資信託説明書(交付目論見書)」の「ファンドの目的・特色」をご覧ください。

### 投資リスク

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。基準価額の主な変動要因は、以下のとおりです。

「公社債の価格変動(価格変動リスク・信用リスク)」、「為替変動リスク」、「カントリー・リスク」、「その他(解約申込みに伴うリスク等)」

※新興国には先進国とは異なる新興国市場のリスクなどがあります。

※NDF 取引を行なう場合、コストは需給や規制等の影響により、金利差から期待される水準と大きく異なる場合があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

●インド債券投資に関する留意点

※インド国外の機関投資家がインド国内市場の債券に投資を行なう場合、外国機関投資家(FPI: Foreign Portfolio Investors)制度の資格の取得に加え、入札による投資枠の獲得が必要となる場合があります。

※インドにおける外国機関投資家(FPI)制度の資格の取得および投資枠の取扱いについては今後変更となる可能性があります。

※インド・ルピー建ての債券への投資においては、ファンドが債券への投資によって得た収益に対して課税され、基準価額が影響を受ける場合があります。

※くわしくは「投資信託説明書(交付目論見書)」の「投資リスク」をご覧ください。

## ダイワ・インド・ルピー債オープン(毎月分配型)

お申し込みの際は、必ず「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。

### ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
	料率等	費用の内容
購入時手数料	販売会社が別に定める率 <上限>3.24%(税抜3.0%)	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。
信託財産留保額	ありません。	—
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
	料率等	費用の内容
運用管理費用 (信託報酬)	年率 1.4472% (税抜 1.34%)	運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。
その他の費用・ 手数料	(注)	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。 ※ インド・ルピー建ての債券への投資においては、ファンドが債券への投資によって得た収益に対して課税されます。上記は2018年5月末現在、委託会社が確認できる情報に基づくものであり、現地の税制が変更された場合等には、変更になる場合があります。

(注)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問い合わせください。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※くわしくは「投資信託説明書(交付目論見書)」の「手続・手数料等」をご覧ください。

販売会社:

**大和証券**  
Daiwa Securities

商号等 大和証券株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第108号  
加入協会 日本証券業協会  
一般社団法人日本投資顧問業協会  
一般社団法人金融先物取引業協会  
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

設定・運用:

**大和投資信託**  
Daiwa Asset Management

商号等 大和証券投資信託委託株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号  
加入協会 一般社団法人投資信託協会  
一般社団法人日本投資顧問業協会